

サステナビリティ定期預金

ご利用いただける方	法人のお客さま	
取扱期間	2024年10月1日(火)～2025年3月31日(月)	
預入	形式	通帳式(定期預金通帳)
	種類	スーパー定期(預入金額が100万円以上300万円未満) スーパー定期300(預入金額が300万円以上1,000万円未満) 大口定期(預入金額が1,000万円以上)
	期間	6か月のみ。なお、自動継続取扱ができます。 ※自動継続後は、預入時点の種類の預金としてお預りします。
	方法	当行本支店の窓口でお預入れいただけます。
	金額	一口100万円以上(新規預入)
	単位	1円
払戻方法	満期日以降に当行本支店の窓口で払い戻しいただけます。	
利息	適用金利	【法人のお客さま】0.150% 【当行所定のSDGsサービスをご利用いただいている】0.175% (対象サービス) 下記いずれかのサービスご利用 ・「Zero-Carbon-System(通称:炭削くん)」のご契約 ・SDGs・カーボンニュートラルコンサルティング、経営コンサルティングのご契約 ※自動継続の場合、継続日時点の店頭表示金利が適用となります。
	利払頻度	満期利払…解約利息を支払います。
	付利単位	1円
	計算方法	単利計算。 1年を365日とする日割り計算とします。
	計算期間	預入日から満期日の前日までの期間とします。
税制上の取扱	総合課税又は非課税	
中途解約の取扱	(1)スーパー定期、スーパー定期300の場合 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および預入日における普通預金の利率(少数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 (2)大口定期の場合 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「満期日前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次に掲げる方法により算定する利率によって計算し、この預金とともに支払います。 <利率の算定方法> 次のAまたはB(AおよびBの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。 A. 約定利率×70% B. 約定利率－〔(基準利率－約定利率)×(約定期間－預入期間)÷預入期間〕 上記の基準利率は、解約日にこの預金の元金を通帳表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 前項の基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。	

満期後利息の取扱	解約日時点の普通預金利率を適用します。
預金保険制度	預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）
金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせください。当行ホームページでもご確認いただけます。
当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(2024年10月1日現在)

